

付帯メニュー定義書
【スマエネ＋蓄電池プラン】

日本瓦斯株式会社

付帯メニュー定義書【スマエネ+蓄電池プラン】(以下「本定義書」といいます。)は、当社または当社の協力会社より当社が指定する蓄電池をご購入いただいたお客さま向けに、当社の電力受給約款(以下「本約款」といいます。)ならびに買取料金メニュー定義書(スマートエネルギープラン)に基づき計算される電力買取料金の一部を割増する取扱いを定めたものです。

1.適用期日

本定義書は、2024年4月1日より適用します。

2.適用範囲・条件等

(1)当社は、以下のすべての条件を満たした場合に限り、スマエネ+蓄電池プランを適用します。

イ 本約款の適用対象で、当社または当社が指定する協力会社より、当社が指定する蓄電池を購入および設置されている建物を保有する場合。

ロ 蓄電池設置場所が、原則としてお客さまの電力需給契約における受電地点と同一である場合。

ハ お客さまから、スマエネ+蓄電池プランの適用をお申込みいただき、当社がこれを承諾した場合。

3.適用期間

(1)スマエネ+蓄電池プランの割増の適用開始日は、お客さまからのスマエネ+蓄電池プランのお申込みを当社が承諾した日以降に到来する電力需給の計量日とします。

(2)スマエネ+蓄電池プランの適用期間は、(1)に定める適用開始日から、スマエネ+蓄電池プランの開始月を1か月目とし、120か月後の計量日までとします。但し、スマエネ+TESLA電池プランより移行した場合は、スマエネ+蓄電池プランの開始月を1か月目とし、60か月後の計量日までとします。

4.適用期間満了後プラン変更.

スマエネ+蓄電池プラン適用期間終了後は、原則としてスマートエネルギープランが適用となります。

5.割増内容

当社は、2(適用範囲・条件等)に定める条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、以下のとおり電力量料金を割増いたします。

イ スマエネ+蓄電池プランを付帯する買取料金メニューのスマートエネルギープランの電力量料金単価を1キロワット時1円(税込)割増いたします。

6.適用廃止

当社は、お客さまが、2(適用範囲・条件等)を満たさないことが判明した場合には、スマエネ+蓄電池プランの適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1) 電気の受給契約を解約する場合

本約款 30 (電気受給契約の消滅) による解約日

(2)(1)以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日。なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の受給契約を解約した場合は、(1) で定める解約日

7.本定義書の変更および廃止

(1)当社は、本定義書を変更する場合には、本約款 2(約款の変更)に準じます。

(2)当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。